

(1) 新たに(介護予防)福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の  
対象とする品目について (案)

1. 介助式電動車いす

- ・福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の福祉用具の種目の「1 車いす」のうち、「(3) 介助用標準型車いす」の範囲に「介助式電動車いす」を含むこととする。

2. 水洗ポータブルトイレ

- ・特定福祉用具販売における特定福祉用具の種目及び介護予防特定福祉用具販売における介護予防特定福祉用具の種目の「1 腰掛け便座」のうち「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る）」の範囲に「水洗ポータブルトイレ」を含むこととする。但し、設置に関する費用は自己負担。